

第 5673 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 3月17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

死亡退職金を支給するとき

Q：先日、当社の従業員が事故で亡くなりました。遺族の方に退職金を支払うこととなりましたが、源泉徴収はどうなりますか？

A：死亡による退職金からは所得税の源泉徴収はしません。

【解説】

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に支払いを受ける一切の給与をいいますが、会社が退職手当等を支給する場合には、原則として、所得税の源泉徴収をしなければなりません。ただし、死亡により退職した者の遺族が受ける退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち、相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税が課税されないことになっていますので、この場合には所得税の源泉徴収をしません。

なお、相続税の課税価格計算の基礎に算入される退職手当等とは、その支給が被相続人の死亡後3年以内に確定したものとされていますので、被相続人の死亡後3年経過後に支給が確定したものについては適用がありません。この場合には、相続税ではなく、その支給を受けた遺族の一時所得として所得税が課税されますので、源泉徴収は不要ですが、支給を受けた遺族の方については、所得税の確定申告が必要になります。このように、死亡した者の遺族に支給される退職手当等は、その支給期が、被相続人の死亡の前であったか死亡の後であったかによって課税上の取扱いが異なりますので注意しなければなりません。

